

# 避難は「難」を「避」けること

9月から10月にかけて日本列島に襲来する「秋台風」。毎年各地で大きな被害が出ており、13年前の紀伊半島大水害も9月に上陸しました。

こうした災害時には、的確な避難行動をとることができるよう、避難に関する情報や防災気象情報などの防災情報が5段階の「警戒レベル」で発表されます。警戒レベルは、災害発生の危険度が高くなるほど数字が大きくなり、「警戒レベル3」では高齢者など避難に時間のかかる方が、「警戒レベル4」では、対象地域の住民全員が避難する必要があります。

「避難」とは「難」を「避」けることです。学校や集会所などの指定避難場所への移動だけが避難ではありません。住んでいる場所やそのときの状況、人によって方法は異なるため、普段からどう行動するか決めておきましょう。

過去の災害は月日が経つにつれて記憶は風化していきますが、私たちは災害が多い土地に住んでいることを再認識し、災害への備えをしておくことが大切です。

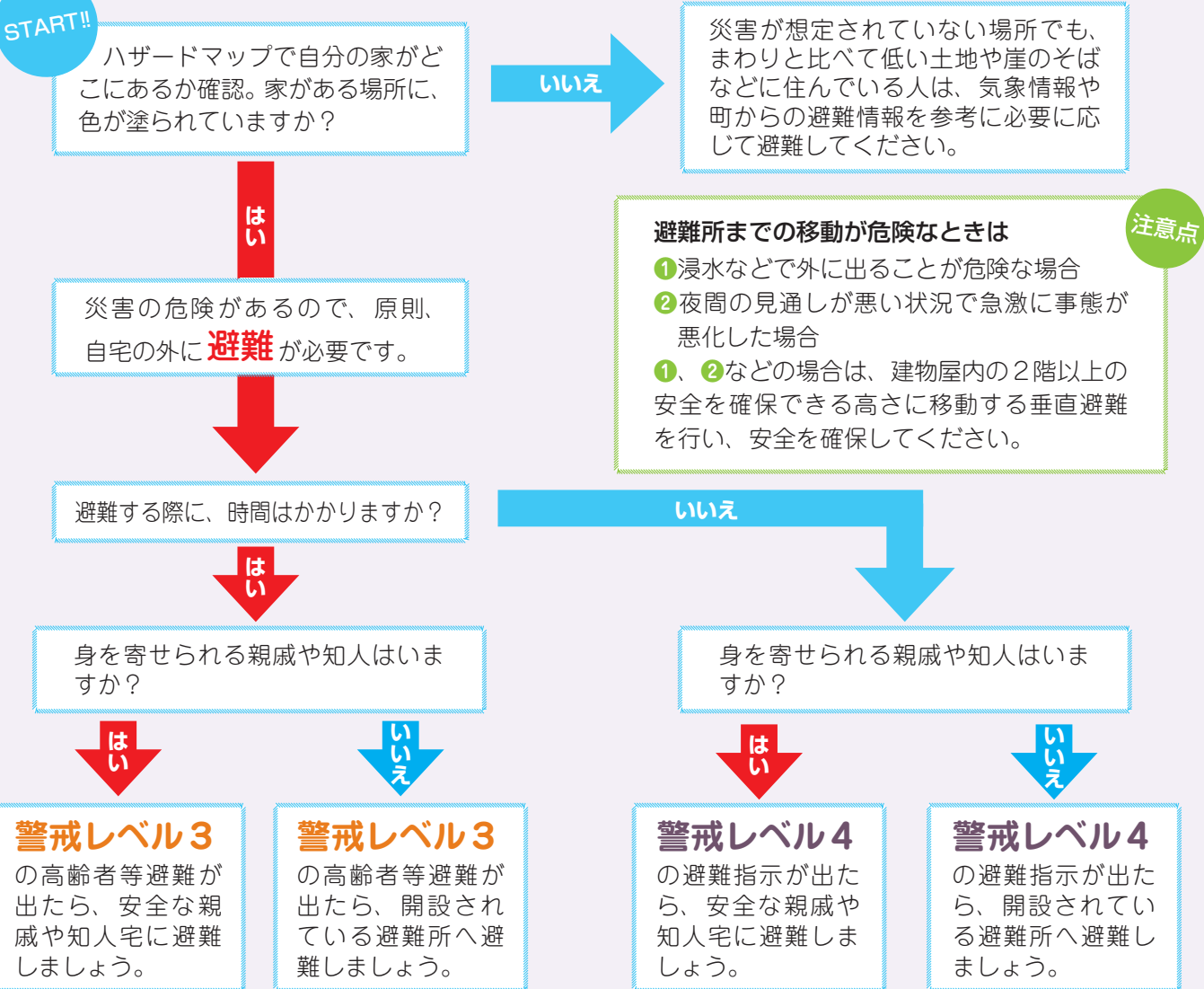
▼詳しくは、役場防災対策課（☎33-0335）まで。

## あなたがとるべき避難行動は？

災害が発生する前に、自宅の災害リスクととるべき行動を確認してみましょう。「ハザードマップポータルサイト」で検索するか、右記の二次元コードからハザードマップを確認し、下記のフローチャートで災害時にとるべき避難行動を事前にチェックしてみましょう。



ハザードマップポータルサイト



高校生年代まで支給期間が延長

## 児童手当制度が変わります

児童手当法の改正により、令和6年10月分(12月支給分)から児童手当の制度が以下の表のとおり変更されます。

この改正により、新たに支給対象となる場合や増額となる場合などは手続きが必要です。

### ◆新規認定請求書の提出が必要な方

対象者には9月中に案内を送付します。

- 現在、所得限度額超過により、児童手当・特例給付の支給対象外の方
- 中学生(※1)以下の子どもを養育しておらず、高校生年代(※2)の子どもを養育している方など

### ◆大学生年代(※3)を含めて計3名以上を養育している方

増額の手続きが必要ですので、ご連絡ください。

### ◆紀宝町に住所を有していない高校生年代の子どもを養育している方

新規や増額の手続きが必要な場合がありますので、ご連絡ください。

### ◆大学生年代を養育しておらず、現在児童手当を受給している方

手続きは不要です。

### ◆公務員の方

勤務先で手続きをお願いします。

表：主な児童手当の変更点

|                  |           | 改正前(9月分まで)                 |                | 改正後(10月分から)                       |              |
|------------------|-----------|----------------------------|----------------|-----------------------------------|--------------|
| 手<br>当<br>月<br>額 | 3歳未満      | 1万5千円                      |                | 1万5千円                             | 第3子以降<br>3万円 |
|                  | 3歳～小学校修了前 | 1万円                        | 第3子以降<br>1万5千円 | 1万円                               |              |
|                  | 中学生(※1)   | 1万円                        |                | 1万円                               |              |
|                  | 高校生年代(※2) | なし                         |                | 1万円                               |              |
| 所得制限             |           | あり                         |                | なし                                |              |
| 第3子以降の算定対象       |           | 高校生年代以下の子ども                |                | 大学生年代(※3)以下の子ども                   |              |
| 支給回数             |           | 年3回(2・6・10月)<br>*各回4か月分を支給 |                | 年6回(2・4・6・8・10・12月)<br>*各回2か月分を支給 |              |

※1. 小学校修了以降～15歳に達する日以降の最初の3月31日まで  
※2. 15歳年度末以降～18歳に達する日以降の最初の3月31日まで  
※3. 18歳年度末以降～22歳に達する日以降の最初の3月31日まで

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

日々の防災対策のひとつとして

## 防災行政無線が電話で確認できます!!

町では、自宅電話や携帯電話からフリーダイヤルにより、防災行政無線放送の内容を確認できるシステム(音声応答装置)を導入しています。放送の内容を確認したいときは、フリーダイヤルで同じ放送を聞くことができます。

フリーダイヤル

☎0120-334-119

▶詳しくは、役場防災対策課（☎33-0335）までお問い合わせください。

